

宅地耐震化推進事業では、特定地震によって被害を受けた宅地を復旧するために施行するために必要を生じた場合や立地適正化計画に防災指針が記載しており、それに即して実施される場合等、一定の要件を満たす場合は、国費率の引き上げが可能です。

事業名	国費率		事業内容のイメージ
	本則	要件を満たす場合	
大規模盛土造成地の変動予測調査等	1/3	1/2 〔宅地の液状化による変動予測調査のみ、令和7年度まで〕	<p>【地盤調査の例】      【液状化ハザードマップの例】</p>
大規模盛土造成地滑動崩落防止事業	1/4 事業費上限 1.6億円/ha	1/2 〔熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧の場合 ・平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で、以下のいずれかに該当するものが対象。 ① 立地適正化計画における防災対策に即して行われる場合 ② 滑動崩落により人家10戸（避難路を有する場合は5戸）以上へ流出する場合 ③ 震度5弱相当で滑動崩落する場合〕	<p>【対策工事イメージ】</p>
宅地液状化防止事業	1/4	1/2 〔熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧の場合 ・立地適正化計画における防災対策に即して行われる場合〕	<p>【対策工事イメージ】</p>